

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）  
労働省令第一号

改正案

現行

<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第二百二十二条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写し又は住民票の抄本。第五十二条の二の二第三項第三号を除き、以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第二百二十五条第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第二百二十五条及び第三百三十六條第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の前を記載した書面を含む。）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）、の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の前を記載した書面を含む。）、又</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類）</p> <p>第二百二十二条 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）、又はこれに代わる書面及び第二百二十五条第四号に該当しないことを誓約する書面</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第二百二十五条及び第三百三十六條第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の前を記載した書面を含む。）、及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）、の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の前を記載した書面を含む。）、</p>
---	--

はこれに代わる書面、第二百二十五条第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第二百二十五条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面  
三十四（略）

（指定申請書の添付書類）

第二百五十二条の二の二（略）

2（略）

3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二百五十二条の二の四及び第二百五十二条の二の五において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四八（略）

又はこれに代わる書面、第二百二十五条第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第二百二十五条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面  
三十四（略）

（指定申請書の添付書類）

第二百五十二条の二の二（略）

2（略）

3 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二（略）

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二百五十二条の二の四及び第二百五十二条の二の五において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四八（略）

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案	現行
<p>別紙様式第15号（第152条の2の11関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>住所</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>	<p>別紙様式第15号（第152条の2の11関係） （日本工業規格A4）</p> <p>（略）</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 役員の氏名等 （略）</p> <p>（記載上の注意） 1 役員が外国人である場合は、「住所」については、国籍及び日本における<u>居住地</u>を記載すること。 2・3（略）</p> <p>6～13（略）</p>

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この命令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

### (外国人登録証明書の写しに関する経過措置)

第二条 この命令による改正後の労働金庫法施行規則（以下「新規則」という。）第百二十二条の規定の適用については、中長期在留者（入管法等改正法第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第三条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第十五条第二項各号に定める期間又は入管法等

改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間は、新規則第二百二十二条第一号に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

(紛争解決等業務に関する報告書の様式に係る経過措置)

第三条 新規則別紙様式は、この命令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。